

議案第 1 4 1 号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例  
を次のとおり制定する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する  
条例

(川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 3 4 年川崎  
市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法  
律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短  
時間勤務の承認を受けた職員である場合にあっては、公務の運営に著しい  
支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、  
正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日に勤務すること  
を命ずることができる。

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 2 9 号）の

一部を次のように改正する。

第4条第10項中「第2項」の次に「、第4項」を加える。

(川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）」を、「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項」を加える。

第2条第6号中「ほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「育児休業の請求の際父母が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業」を「育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）」に、「常態として養育したこと」を「育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）」に改め、同号ただし書を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休

業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第5条第1号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第12条を第26条とする。

第9条の前の見出しを削る。

第11条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第25条とする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条を第24条とする。

第9条に見出しとして「（部分休業の承認）」を付し、同条中「、1日を通じて2時間（人事委員会規則により育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加える。

2 人事委員会規則により育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第9条を第23条とする。

第8条第3号中「部分休業をしよう」を「職員が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第8条を第22条とする。

第6条の前の見出しを削る。

第7条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条を第9条とし、同条の次に次の12条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 川崎市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め若しくは出産したことにより、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより、

当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日設け、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が25時間を超えない範囲内において人事委員会規則で定める時間となるように勤務すること（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）

第15条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第10項	地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）	育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員
第7条の2第2項第2号、第9条第1項、第16条の2第3項及び第16条の3第3項	短時間勤務職員	育児短時間勤務をしている職員
第14条第3項	給料	給料の月額を規則で定める割合（以下「算出率」という。）で除して得た額
第14条第4項及び第15条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第14条第4項	管理職手当の月額	管理職手当の月額を算出率で除して得た額

- 2 育児短時間勤務をしている職員についての川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、人事委員会規則で定める割合（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第3項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第16条 川崎市職員退職手当支給条例第5条の4第1項及び第10条第1項第3号の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。本市が経営する地方公営企業の職員についても、また、同様とする。

2 育児短時間勤務をした期間についての川崎市職員退職手当支給条例第10条第1項第3号の規定の適用については、同号中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の川崎市職員退職手当支給条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第17条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。



(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第18条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る給与及び退職手当の取扱い）

第19条 第15条及び第16条の規定は、育児休業法第17条の規定を適用する場合について準用する。

（短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第20条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（短時間勤務職員の給与の取扱い）

第21条 給与条例第5条の2から第6条の2まで、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

第6条に見出しとして「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」を付し、同条を第8条とする。

第5条の3の見出し中「期末手当」を「育児休業をしている職員の期末手当」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第6条とする。

（川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年

川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

第14条の3中「第2項」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

2 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第5条の3」を「第7条」に改める。

第7条第2項中「育児休業の期間」の次に「及び派遣先団体の就業規則その他これに準ずるものに定められている短時間勤務で地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務に相当するものの期間」を加える。

第16条第2項中「第5条の3」を「第7条」に改める。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成19年川崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第6条」を「第8条」に改める。

参考資料

## 制 定 要 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、育児のための短時間勤務制度等を導入するため、この条例を制定するものである。